

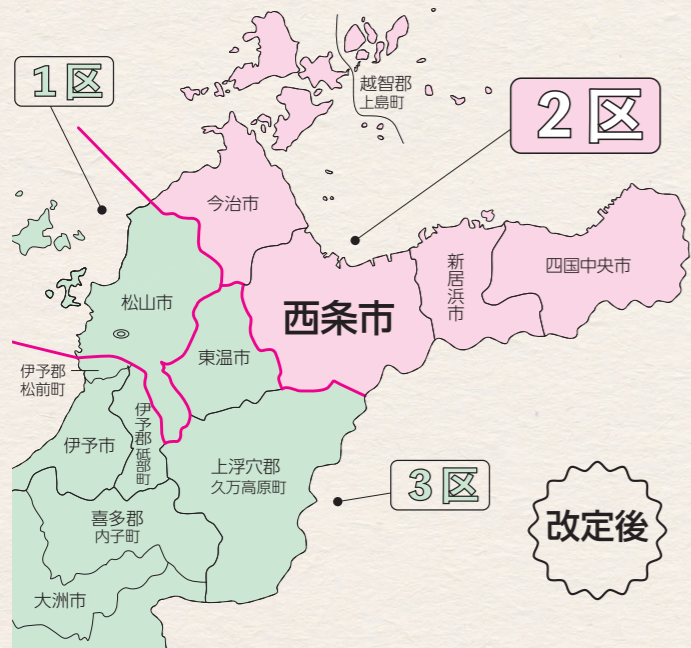
衆議院小選挙区 の区割り が改定 されました

次の衆議院議員総選挙から適用

公職選挙法の一部改正により、これまで県内に4つあった衆議院小選挙区の区割りが1つ減り、3つの区割りで選挙が行われます。

▼問合せ

西条市選挙管理委員会事務局
TEL 0897 152 112 63



改定後

県内の小選挙区
4 ↓ 3 へ
1 減

西条市は第3区→第2区へ

旧選挙区 (第3区)

西条市・新居浜市・四国中央市

新選挙区 (第2区)

西条市・新居浜市・四国中央市・
今治市・越智郡

よくある選挙のQ&A

Q. 入場券が届いていない、忘れてしまった場合などはどうすればいいの？

A. 入場券がなくても投票は可能です

入場券がご自宅に届くまでには一定の日数を要します。まだ届いていない、紛失した、持ってくるのを忘れてしまった場合など、入場券をお持ちでなくても、有権者であれば投票可能ですので、そのまま投票所へお越しください。

対象の方は給付金の申請をお忘れなく！

デフレ完全脱却のための総合経済対策として、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きいと思われる世帯に対して給付金を支給します。対象の方は、期限までに申請をしてください。

物価高騰
対策支援

●住民税非課税世帯臨時特別給付金

▶対象

- ・世帯全員の令和5年度住民税が非課税であること
- ・令和5年12月1日時点で西条市に住民票があること
- ※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外
- ※租税条約で課税免除されている世帯は対象外

▶支給金額 1世帯当たり7万円 (原則、口座振込)

▶手続方法

上記の条件に該当する可能性がある世帯で、申請などが必要な方には、「支給要件確認書」、「支給申請書」のい

づれかが自宅に届いています。申請がまだの方は、お早めに手続きをしてください。

○「支給要件確認書」が届いた方

申請が必要です。必要事項を記入し、必要書類を返送してください。

○「支給申請書」が届いた方

世帯の中に課税情報が把握できていない方がいます。申請・申告(未申告の方)が必要です。必要事項を記入し、必要書類を添えて返送してください。

▶申込期限 4月30日(火)

年度末・年度初め 一部窓口の臨時開庁・時間延長をご利用ください

住所の異動手続きなどが集中する年度末・年度初めの混雑を緩和するため、3月31日(日)に臨時開庁、3月28日(木)～4月4日(木)の平日に時間延長を実施。全業務を行うわけではありませんのでご確認の上ご利用ください。

日程	開庁時間
3月28日(木)、29日(金)	8時30分～18時15分
3月31日(日)	8時30分～17時15分
4月1日(月)～4日(木)	8時30分～18時15分

●臨時開庁および時間延長にできる業務

担当課	業務内容	問合せ先
市民課	住民異動届出(転入届・転出届・転居届など)、戸籍届出、国民健康保険の加入・脱退、マイナンバーカード申請・交付・更新、諸証明交付(住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍関係証明書など)、印鑑登録	TEL0897-52-1211
国保医療課	各種医療費助成受給者証の交付申請、後期高齢医療資格喪失・取得の届出、国保限度額認定証等交付申請	TEL0897-52-1212
衛生課	ごみの分別・出し方の説明など	TEL0897-52-1338
下水道業務課	下水道各種届出(開始・廃止・休止・変更)※本庁のみ	TEL0897-52-1224
西部支所 市民福祉課	本庁(市民課・国保医療課)に準じた業務など	TEL0898-64-2729
西部支所 環境課	本庁(衛生課)に準じた業務	TEL0898-64-2700

●時間延長にできる業務

担当課	業務内容	問合せ先
社会福祉課	各種手帳・手当受給者および受給者証の住所変更、自立支援医療支給認定請求	TEL0897-52-1214
長寿介護課	転出入に係る介護認定申請の受付	TEL0897-52-1423
子育て支援課	児童手当・児童扶養手当の届出、産前産後ヘルパー派遣事業の利用申請、愛顔(えがお)っ子応援券(おむつ券)の申請	TEL0897-52-1370
学校教育課	小中学校の転校関係	TEL0897-52-1252
西部支所 市民福祉課	本庁(社会福祉課・長寿介護課・子育て支援課)に準じた業務など	TEL0898-64-2729

●低所得者支援・定額減税補足給付金

▶対象・支給金額(原則、口座振込)

令和5年12月1日時点で西条市に住民票があり、次の条件に該当する世帯の世帯主

●令和5年度住民税所得割が非課税である世帯

1世帯当たり10万円、18歳以下の児童1人当たり5万円

※令和5年度住民税均等割が非課税である世帯は対象外

●令和5年度住民税均等割が非課税であり、18歳以下の児童のいる世帯

18歳以下の児童1人当たり5万円

※18歳以下の児童とは、平成17年4月2日以降生まれの方

※どちらの世帯も、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外

▶問合せ(共通)

住民税非課税世帯臨時特別給付金担当、低所得者支援・定額減税補足給付金担当
(市庁舎本館2階 社会福祉課内) TEL0897-52-1522

▶手続方法

上記の条件に該当する可能性がある世帯には、「支給要件確認書」、「支給申請書」のいずれかが自宅に届きます。お早めに手続きをしてください。

○「支給要件確認書」が届いた方

申請が必要です。必要事項を記入し、必要書類を返送してください。

○「支給申請書」が届いた方

世帯の中に課税情報が把握できていない方がいます。申請・申告(未申告の方)が必要です。必要事項を記入し、必要書類を添えて返送してください。

▶申込期限 5月31日(金)



詳細は▶